

危機管理監料 資	No. 1
-------------	-------

令和7年7月18日
課名 危機管理監危機管理課
担当者 課長 松岡
内線 2783

令和7年度

危機管理監主要施策の概要

危機管理監

目 次

I 行政組織

1 行政組織機構図	2
2 職員数	2
3 行政組織別分掌事務	3

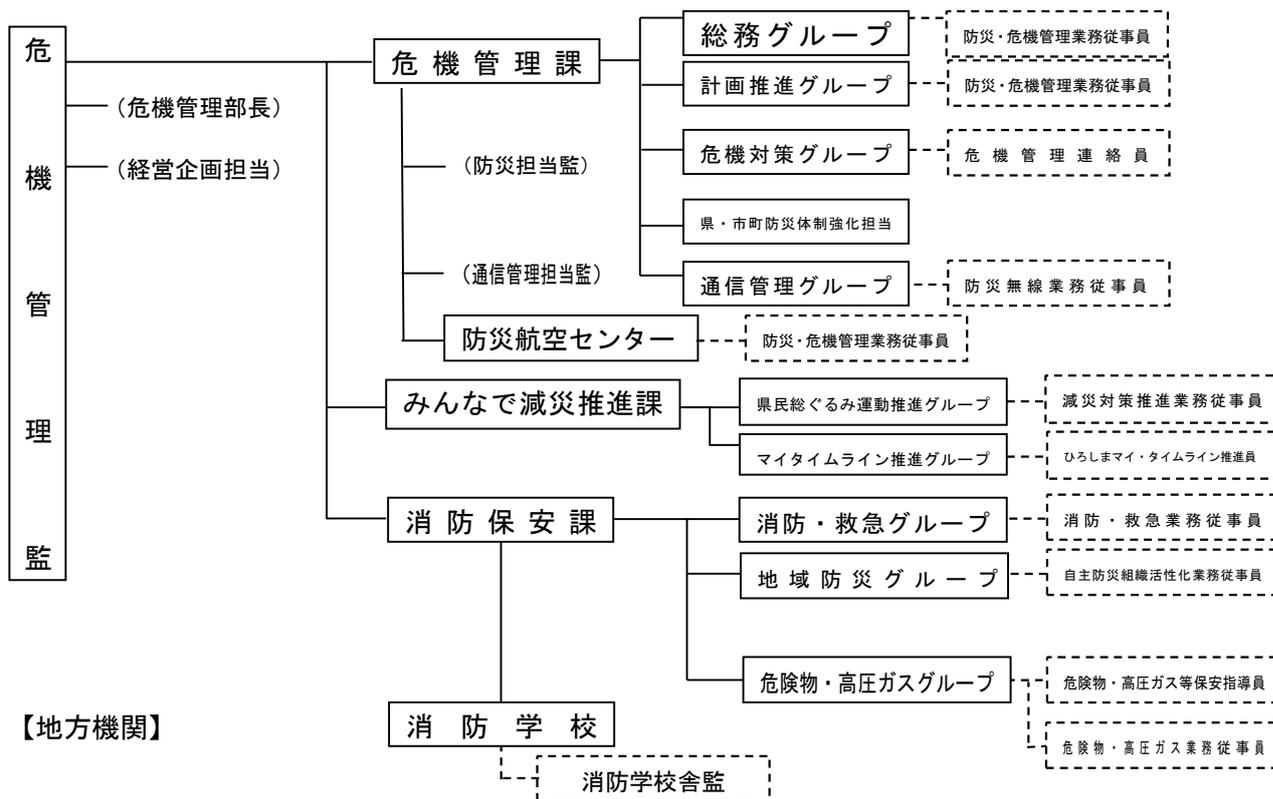
II 予算及び主要事業

1 危機管理監関係予算の状況	6
2 危機管理監施策体系図	6
3 主要事業の概要	7

I 行政組織

1 行政組織機構図

【本 庁】（3 課、1 センター）



【地方機関】

2 職員数

(令和7年4月1日現在)

(1) 職員

	所属名	職員数	備考
本 庁	危機管理監	5	危機管理監、危機管理部長、経営企画担当3名
	危機管理課	29	派遣職員4名含む
	防災航空センター	8	派遣職員7名含む
	みんなで減災推進課	8	
	消防保安課	18	派遣職員2名含む
	本庁計	68	
地方 機関	消防学校	15	派遣職員8名含む
	地方機関計	15	
	合計	83	派遣職員21名含む

(2) 会計年度任用職員

職名	職員数	備考
防災・危機管理業務従事員	4	
危機管理連絡員	8	
防災無線業務従事員	1	
減災対策推進業務従事員	1	
ひろしまマイ・タイムライン推進員	7	
消防・救急業務従事員	1	
自主防災組織活性化業務従事員	1	
危険物・高圧ガス等保安指導員	2	
危険物・高圧ガス業務従事員	1	
消防学校舎監	2	
合計	28	

3 行政組織別分掌事務

《危機管理監》

〈 本 庁 〉

◎ 危機管理課

- (1) 危機管理監の庶務及び経理に関すること。
- (2) 危機管理監内の連絡調整に関すること。
- (3) 災害防止対策の総合調整に関すること。
- (4) 危機管理の総合調整に関すること。(他の局課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 通信管理に関すること。
- (6) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に関すること。
- (7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に関すること。
- (8) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和33年法律第72号)に関すること。
- (9) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に関すること。
- (10) 防災航空センターに関すること。
- (11) 広島県防災会議に関すること。
- (12) 広島県国民保護協議会に関すること。
- (13) 危機管理監中他課の所掌に属しないこと。

◎ みんなで減災推進課

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進に関すること。

◎ 消防保安課

- (1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)に関すること。
- (2) 消防の広域化に関すること。
- (3) 火災予防事務に関すること。
- (4) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物の取締りに関すること。
- (5) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に関すること。
- (6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に関すること。
- (7) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に関すること。(土木建築局用地課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関すること。
- (9) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)に関すること。
- (10) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に関すること。
- (11) 広島県消防学校に関すること。
- (12) 広島県石油コンビナート等防災本部に関すること。
- (13) 広島県メディカルコントロール協議会に関すること。

〈地方機関〉

広島県消防学校

- (1) 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。
- (2) 消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究に関すること。

(参 考)

地方機関の所在地等

機 関 名	所在地・電話番号	組 織		
広島県消防学校	広島市安佐北区倉掛 2-33-2 Tel 082-843-1117	<table border="1"><tr><td data-bbox="1018 651 1190 696">総務課</td><td data-bbox="1190 651 1358 696">教務課</td></tr></table>	総務課	教務課
総務課	教務課			

Ⅱ 予算及び主要事業

1 危機管理監関係予算の状況

(一般会計)

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度当初予算額				令和6年度 当初予算額 (B)	比 較		
	(A)	国支出金	その他	一般財源		(A) - (B)	(A) / (B)	
総 務 費	防災総務費	4,001,441	1,654	2,052,192	1,947,595	4,045,392	▲43,951	98.9
	消防指導費	236,597	5,000	94,151	137,446	295,195	▲58,598	80.1
	危機管理監計	4,238,038	6,654	2,146,343	2,085,041	4,340,587	▲102,549	97.6

2 危機管理監施策体系図

ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策

災害に強い広島県の実現 ～減災に向けた県民総ぐるみ運動の展開～

防災教育の推進（自助）

防災教育の推進
県民の避難行動の促進

みんなで減災推進課

自主防災組織の体制強化（共助）

避難の呼びかけ体制の実効性向上

消 防 保 安 課

大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）

防災・危機管理体制の強化
県・市町共同での防災人材の確保・育成
防災ヘリコプターの運航管理

危 機 管 理 課

消防職員・消防団員の教育訓練の充実
消防団の加入促進・活性化

消 防 保 安 課

保安体制の充実

危険物・液化石油ガス・石油コンビナート等に係る防災体制の確保
危険物・高圧ガス等関係免状の交付

消 防 保 安 課

3 主要事業の概要



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

(1) 基本的な考え方

県民一人一人が、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」を強力に展開し、災害に強い広島県の実現を目指す。

(2) 主要事業

○ それぞれの欲張りなライフスタイルの実現

■ 県民の挑戦を後押し

□ 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる

◆ 「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」推進事業（単県）【一部新規】	331,725千円
<防災教育の推進、県民の避難行動の促進（自助）>	136,737千円
・学校でのマイ・タイムラインの普及促進【一部新規】	
・LINE等を活用したマイ・タイムラインの普及促進を図るための広報プロモーションの展開など	
<自主防災組織の体制強化（共助）>	58,425千円
・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の促進	
・組織をサポートする防災リーダーを育成する市町への支援【一部新規】	など
<大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）>	136,563千円
・能登半島地震で顕在化した課題を踏まえた地震防災対策の強化	
（大規模地震の発生を想定した図上訓練等の充実【一部新規】	
（孤立集落等における通信及び物資輸送の強化【一部新規】	
（南海トラフ巨大地震等を想定した市町図上訓練の実施支援【一部新規】	
・次期防災情報システムの運用及び国の防災気象情報の体系整理に伴う改修【一部新規】	
・県・市町共同での防災人材の確保・育成	など
◆ 地震被害想定等調査事業（単県）	120,642千円
県・市町の地震防災・減災対策の強化を図るため、国における検討状況や本県における地震対策の推進状況等を踏まえて、地震被害想定を改定	

「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」推進事業（単県）【一部新規】

防災総ぐるみ
備えんさい!



1 目的

県民一人一人が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

2 事業の概要

小・中学校等におけるの防災教育の推進や、LINE 等を活用したマイ・タイムラインの普及促進、自主防災組織による呼びかけ体制の構築・実践とマイ・タイムラインの作成を一体的に進める「地域防災タイムライン」の普及促進などにより、災害時の適切な避難行動を促進するとともに、能登半島地震で顕在化した課題を踏まえた地震防災対策の強化などに取り組む。

3 事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
防災教育の推進、県民の避難行動の促進（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ○学校でのマイ・タイムラインの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育を実践する推進員による、小学校等での出前講座の実施 ・中学校における防災 e ラーニング教材（風水害）の展開及び新教材（地震・津波）の制作【一部新規】 ○LINE 等を活用したマイ・タイムラインの普及促進を図るための広報プロモーションの展開 など 	136,737
自主防災組織の体制強化（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災タイムラインを活用した避難訓練の促進 ○地域の災害リスクや呼びかけ体制の重要性を認識するための、セミナー・災害図上訓練・ワークショップの開催 ○組織をサポートする防災リーダーを養成・育成する市町への支援【一部新規】 など 	58,425
大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ○能登半島地震で顕在化した課題を踏まえた地震防災対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震の発生を想定した図上訓練等の充実【一部新規】 ・孤立集落等における通信及び物資輸送の強化【一部新規】 ・南海トラフ巨大地震等を想定した市町図上訓練の実施支援【一部新規】 ○次期防災情報システムの運用及び国の防災気象情報の体系整理に伴う改修【一部新規】 ○階層別防災セミナーの実施（市町長、防災責任者、防災担当職員） ○県・市町共同での防災人材の確保・育成 など 	136,563
合 計		331,725

地震被害想定等調査事業（単県）

1 目的

県・市町の地震防災・減災対策の強化を図るため、国における検討状況や本県における地震対策の推進状況等を踏まえて、地震被害想定を改定する。

2 事業の概要

県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定した「広島県地震被害想定（平成 25 年 10 月）」を改定するとともに、改定に当たって専門的な見地から指導・助言を得るため、検討委員会を設置する。

3 事業内容

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
広島県地震被害 想定改定	○ 国における算定手法の見直しや本県における地震対策の推進 状況等を踏まえた改定 ・ 地震が発生した場合の震度分布等 ・ 津波が発生した場合の浸水区域・浸水深等 ・ 人的被害、建物被害、インフラ被害等	119,900
検討委員会の 設置	○ 学識経験者及び行政関係者からなる検討委員会の運営	742
合 計		120,642